

四半期連結財務諸表規則等の一部を改正する内閣府令について

金融庁総務企画局企業開示課開示企画調整官

たにぐち よしゆき
谷口 義幸

金融庁総務企画局企業開示課課長補佐

とくしげ まさひろ
徳重 昌宏

I はじめに

平成23年3月31日に「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（以下「改正府令」という。）が公布され、また、関係ガイドラインについて、改正ガイドラインが公表されている。

本改正は、昨年6月に閣議決定された「新成長戦略」の中で、四半期報告の大幅簡素化について2010年度中に行うものとされたことを受け、金融庁及び企業会計基準委員会において、四半期報告における財務情報及び非財務情報の簡素化についての検討が開始されたものである。

その結果、四半期報告に係る財務情報に関して、平成23年3月25日付で企業会計基準委員会から「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）等が公表され、これを踏まえて、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「四半期連結財務諸表規則」という。）及び四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「四半期財務諸表等規則」という。）について改正が行われた。また、財務情報・非財務情報の記載内容の簡素化に伴い、四半期報告書の様式を改正するため、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という。）

について改正が行われた。併せて、関係ガイドラインについても改正が行われた。

また、平成21年12月4日付で企業会計基準委員会から「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「過年度遡及会計基準」という。）が公表され、これを受けて平成22年6月30日付で「四半期会計基準」等が公表されている。改正府令では、平成22年6月30日付で改正された「四半期会計基準」等を踏まえて、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則においても、財務諸表等規則と同様に比較情報の考え方を導入するとともに会計方針の変更に関する注記等の規定の整備が行われ、また、併せて関係ガイドラインについても改正が行われた。

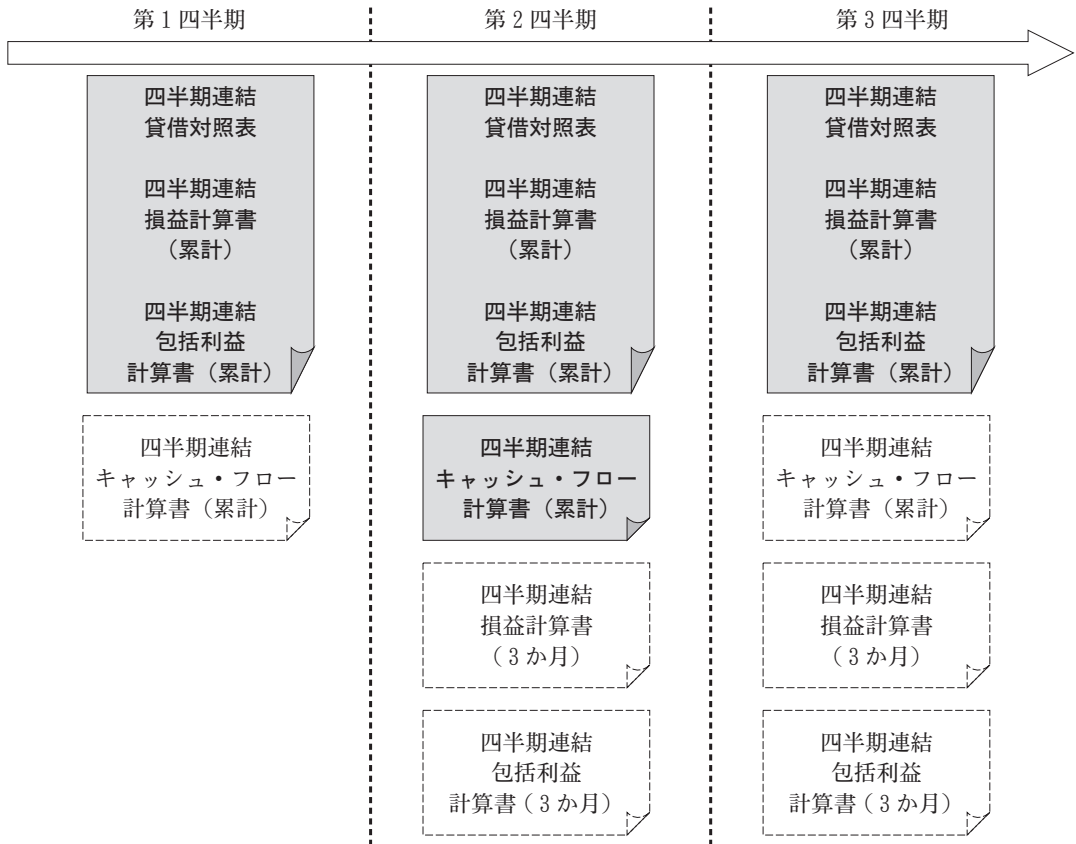
本稿では、改正府令及び関係ガイドラインの改正について解説を行うこととするが、意見にわたる部分はすべて私見であることをお断りしておく。

II 四半期連結財務諸表規則及び四半期財務諸表等規則の改正

1. 四半期財務諸表の簡素化に係る「四半期会計基準」等の公表（平成23年3月25日付）を踏まえた改正

四半期連結財務諸表規則における改正は、主

図1 四半期連結財務諸表の簡素化



：今回の改正により作成が任意とされたもの

に(1)四半期連結キャッシュ・フロー計算書の簡素化、(2)四半期連結会計期間（3か月）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書の簡素化、(3)注記の簡素化の3つに分けることができる。

なお、四半期連結財務諸表規則及び四半期財務諸表等規則において、同様の改正を行っていることから、四半期連結財務諸表規則の規定を引用することとし、四半期連結財務諸表規則の規定が四半期財務諸表等規則の規定を準用している場合には、四半期財務諸表等規則の規定を引用することとする。また、中間連結財務諸表規則、中間財務諸表等規則、連結財務諸表規則

及び財務諸表等規則においても同様とする。

(1) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書の簡素化（図1参照）

① 四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の2、四半期財務諸表等規則第4条の2）

第5条の2は、四半期会計基準第5-2項及び第36-2項を踏まえて、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の取扱いについて規定している。すなわち、第1項において、四半期連結財務諸表提出会社に作成が義務付けられるのは、第2四半期に係るもののみであることを明確にして

いる。さらに、第2項及び第3項において、第1四半期及び第3四半期に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、作成を要しないが、任意で第1四半期に係るものを作成する場合には、第3四半期に係るものも作成しなければならないことを規定している。これは、同一年度内における四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成については、企業のディスクロージャーに関する方針に基づいてあらかじめ決められると考えられることなどを踏まえ、基本的に首尾一貫していることが求められたものと考えられる。

また、一般に作成の負担が重いといわれているキャッシュ・フロー計算書について、第3四半期において大規模な企業結合が行われたことその他の事情により、第3四半期に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することが実務上困難な場合があることを認め、第1四半期に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成した場合でも、第3四半期に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成を要しないことを規定している。ただし、作成しない場合にはその旨及びその理由を注記することが必要とされている（第4項）。

なお、第1四半期及び第3四半期に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書について、作成自体が任意となったことから、年度間における継続性までは求められていないが、みだりに変更することは継続性の観点から望ましくないものと考えられる（パブリックコメント回答2・3参照）。

② 四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合の注記（四半期連結財務諸表規則第27条の2、改正府令附則第2条第5項、四半期財務諸表等規則第22条の3、改正府令附則第3条第5項）

第27条の2は、四半期会計基準第19項（20-

係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合に求められる注記について規定している。すなわち、四半期報告の大幅簡素化の要請から前述のとおり、第1四半期及び第3四半期に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成は任意とされたが、作成しない場合には、四半期連結財務諸表の利用者がキャッシュ・フローの状況についての概算額を知ることができるよう、四半期連結財務諸表から直接知ることが困難と考えられる減価償却費やのれんの償却額の注記を求めることとされた。

また、四半期会計基準第19項（20-2）において、のれんの償却額には、負ののれんの償却額も含まれているが、償却の会計処理については、過年度（平成22年4月1日前）の企業結合等により生じた負ののれんにしか認められていないことから、負ののれんの償却額の注記については、改正府令の附則に規定されている。

(2) 四半期連結会計期間（3か月）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書の簡素化（図1参照）

① 四半期連結会計期間（3か月）に係る四半期連結損益計算書（四半期連結財務諸表規則第64条、四半期財務諸表等規則第56条）

第64条第2項から第4項は、四半期会計基準第7項(2)、第7-2項及び第7-3項を踏まえて、四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書の取扱いについて規定している。すなわち、第2項において、四半期連結財務諸表提出会社に作成が義務付けられるのは、四半期連結累計期間に係るもののみであることを明確にしている。四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書については、作成を要しないが、任意で作成する場合には、第2四半期及び第3四半期に係るものをともに作成する必要がある（第3項・第4項）、年度内における首尾一貫性を求めていること、また、年度間の継続性は義務付

けられていないが、みだりに変更することは継続性の観点から望ましくないことは、前述の四半期連結キャッシュ・フロー計算書と同様である。

② 四半期連結会計期間（3か月）に係る四半期連結包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第83条の2）

第83条の2第2項は、四半期連結会計期間（3か月）に係る四半期連結包括利益計算書についても、四半期連結損益計算書と同様に四半期連結累計期間に係るものの作成が義務付けられることを規定し、また、第3項において、第2四半期期に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第2及び第3四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成しなければならないと規定し、四半期連結包括利益計算書と四半期連結損益計算書の作成については連動していることを明確にしている。

(3) 比較情報（レビュー）について

(1)①及び(2)に記載したとおり、第1四半期及び第3四半期に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書並びに四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書の作成について、年度間の継続性は求められていないため、前連結会計年度に属する四半期に作成していない場合であっても、当連結会計年度に属する第1四半期から作成することは可能である。この場合には、比較情報の記載は要しないものと考えられる。ただし、四半期連結財務諸表提出会社が前連結会計年度の対応する四半期連結財務諸表を作成し、公認会計士又は監査法人によるレビューを受けた上で、記載することは可能である（パブリックコメント回答5・10、四半期会計基準第7-4項、第37-3項）。

(4) 注記の簡素化

注記についても簡素化が行われており、①規定自体が削除されたもの、②注記内容が簡素化されたもの（図2参照）、及び、③科目表示に関する注記が削除されたもの（図3参照）に分けることができる。

① 規定自体の削除

四半期連結財務諸表の利用者にとっての情報の必要性、国際会計基準との整合性及び四半期報告の迅速性等を踏まえ、開示対象特別目的会社に係る注記（第10条第1項第2号）、簡便な会計処理に関する記載（第11条）、ストック・オプション等に関する注記（第18条・第19条）、逆取得となる企業結合が行われた場合の注記（第21条）、資産除去債務に関する注記（第27条の2）、賃貸等不動産に関する注記（第27条の3）、担保資産の注記（第46条）、1株当たり純資産額の注記（第59条）、発行済株式に関する注記（第88条）、自己株式に関する注記（第89条）及び新株予約権等に関する注記（第90条）の規定が削除されている。

② 注記内容の簡素化

(i) 金融商品に関する注記の簡素化（四半期連結財務諸表規則第15条の2第1項ただし書、四半期財務諸表等規則第8条の2第1項ただし書）

従前においては、金融商品が企業集団の事業運営において重要であり、かつ、四半期連結貸借対照表計上額が前期の連結貸借対照表計上額と比較して著しく変動している場合には、四半期連結貸借対照表計上額、時価及びその差額について注記することが求められていたため、金融商品の金額が前期末に比較して、四半期末に著しく変動した場合、時価と簿価が同額かほとんど差がない場合であっても、四半期連結貸借対照表計上額、時価及びその差額が注記されていた。これらについては、四半期連結貸借対照表計上額を参照すれば足り、改めて注記を行う

図2 四半期連結財務諸表における注記の簡素化(1) (四半期連結財務諸表規則)

改正前	改正後	
<p>(注記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 (10条) 開示対象特別目的会社 (10条1項2号) 簡便な会計処理 (11条) 四半期特有の会計処理 (12条) 重要な後発事象 (13条) 追加情報 (14条) セグメント情報等 (15条) <p>金融商品 (15条の2)</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ストック・オプション (18条・19条) 取得による企業結合 (20条) 逆取得となる企業結合 (21条) 継続企業的前提 (27条) 資産除去債務 (27条の2) <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃貸等不動産 (27条の3) 担保資産 (46条) 偶発債務 (51条) 手形割引高及び裏書譲渡高 (52条) <ul style="list-style-type: none"> 1株当たり純資産額 (59条) 1株当たり四半期純損益金額等 (78条) <ul style="list-style-type: none"> 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 (78条) 季節的変動 (81条) 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (87条) 発行済株式・自己株式 (種類・総数) (88条・89条)、新株予約権 (目的・数等) (90条) 配当 (91条) 株主資本の金額の著しい変動 (92条) 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (附則) 持分法損益等 (四半期財規12条) 	<p>(注記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更 (10条) 開示対象特別目的会社(10条1項2号) 簡便な会計処理(11条) 四半期特有の会計処理 (12条) 重要な後発事象 (13条) 追加情報 (14条) セグメント情報等 (15条) ⇒ 累計期間 金融商品 (15条の2第1項) 金融商品に関する注記等の特例 (17条の2) ストック・オプション等(18条・19条) 取得による企業結合 (20条) 逆取得となる企業結合(21条) 継続企業的前提 (27条) 資産除去債務(27条の2) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合の注記 (27条の2) 賃貸等不動産(27条の3) 担保資産(46条) 偶発債務 (51条) 手形割引高及び裏書譲渡高(52条) (51条に統合) 1株当たり純資産額(59条) 1株当たり四半期純損益金額 (78条) ⇒ 累計期間 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 (78条の2) ⇒ 累計期間 季節的変動 (81条) ⇒ 累計期間 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (87条) 発行済株式・自己株式(種類・総数) (88条・89条)、新株予約権等(目的・数等) (90条) 配当 (91条) 株主資本の金額の著しい変動 (92条) 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引(附則) 持分法損益等 (四半期財規12条) 	<p>四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記の省略可。</p> <p>総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合(銀行・保険会社・証券会社・ノンバンク等)以外は、第1及び第3四半期における金融商品等の注記の省略可。</p> <p>プロフォーマ情報(企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の四半期損益計算書に与える影響の概算額)の注記は不要。</p> <p>第1及び第3四半期にキャッシュ・フロー計算書を作成しない場合は不要。</p>

図3 四半期連結財務諸表における注記の簡素化(2) (四半期連結財務諸表規則)

科目表示等に関する注記の簡素化
<ul style="list-style-type: none"> ● たな卸資産の区分表示 (35条5項) ⇒ 「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」について、一括掲記した場合でも、第1四半期及び第3四半期においては、内訳の注記不要 (第2四半期においては、内訳の注記が必要) ● 有形固定資産の減価償却累計額の表示 (38条) ⇒ 減価償却累計額を「有形固定資産」の科目、又は、各資産科目から直接控除し、控除残高を表示した場合でも、減価償却累計額の注記不要 ● 有形固定資産の減損損失累計額の表示 (39条) ⇒ 減損損失累計額を減価償却累計額に含めて記載した場合でも、その旨の注記不要 ● たな卸資産及び工事損失引当金の表示 (53条) ⇒ 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金を相殺した場合でも、相殺している旨及び相殺表示したたな卸資産の金額の注記不要 ● 新株式申込証拠金の表示 (55条3項) ⇒ 株式の発行数等の注記不要 ● 販売費及び一般管理費の表示方法 (69条3項) ⇒ 「販売費」又は「一般管理費」の科目、「販売費及び一般管理費」の科目で一括して掲記した場合でも、第1四半期及び第3四半期においては、内訳の注記不要 (第2四半期においては、内訳の注記が必要) ● 法人税等の表示 (77条2項) ⇒ 法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を一括した場合でも、その旨の注記不要

必要性に乏しいと考えられることから、見直しが行われている。

すなわち、第15条の2第1項ただし書は、四半期会計基準適用指針第112項を踏まえて、金融商品の四半期連結貸借対照表計上額が前連結会計年度末に比して著しく変動した場合であっても、四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、四半期連結貸借対照表計上額、時価及びその差額の注記を省略できるものと規定されている。また、当該金融資産の前連結会計年度末における簿価と時価との差額に重要性がある場合には、時価の変動は有用な情報と考えられることから、改めて四半期においても注記を求めることとし、「連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合」という要件も合わせて規定されたも

のと考えられる。

(ii) 金融商品に関する注記等の特例 (四半期連結財務諸表規則第17条の2、四半期財務諸表等規則第10条の2)

従前においては、金融商品について、すべての連結財務諸表提出会社に、四半期連結貸借対照表の科目ごとの注記 (第15条の2) に加え、有価証券については保有目的ごとの注記 (第16条) 及びデリバティブ取引に関する注記 (第17条) が求められていたが、一般事業会社については、利用者のニーズが高くないものと考えられ、見直しが行われている。

すなわち、第17条の2は、四半期会計基準適用指針第80項(3)ただし書の規定を踏まえ、「企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約

から生じる負債が占める場合を除く」連結財務諸表提出会社は、第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間において、金融商品（第15条の2）、有価証券（第16条）及びデリバティブ取引（第17条）に関する注記を省略できるものと規定されている。「企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める」企業は、銀行、保険会社、証券会社、ノンバンク等の金融機関等が想定されている（四半期会計基準適用指針第113項）。金融商品に関する注記等が重要と考えられる金融機関等については、これまでどおりこれらの注記を求める一方、上記の要件を満たさないと考えられる一般事業会社について、注記の簡素化が行われている。

(iii) **四半期連結会計期間（3か月）に係る四半期連結損益計算書の省略に伴う注記の簡素化**

四半期会計期間（3か月）に係る四半期連結損益計算書の作成が任意とされたことから、四半期連結会計期間（3か月）に係る四半期連結損益計算書を作成しない場合には、セグメント情報（様式第一号記載上の注意3）、一株当たり四半期純損益金額（第78条）、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額（第78条の2）及び売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記（第81条）について、3か月に係る情報の注記を要しないとされた。

③ **科目表示に関する注記の簡素化**

上記①及び②のほか、科目の表示に関する注記についても簡素化が行われている。すなわち、(i)たな卸資産の区分表示（四半期連結財務諸表規則第35条第5項、四半期財務諸表等規則第30条第5項）、(ii)「販売費及び一般管理費の表示」（四半期連結財務諸表規則第69条第3項、四半期財務諸表等規則第61条第3項）について、それぞれ区分せずに、財務諸表に一括掲記

した場合に、従前においては、内訳の注記が求められていたが、今回の改正により第1四半期及び第3四半期においては注記を求めないこととされている。また、(iii)有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む。）の表示（四半期連結財務諸表規則第38条・第39条、四半期財務諸表等規則第33条・第34条）について、有形固定資産から直接控除した場合には控除金額の注記、(iv)たな卸資産及び工事損失引当金の表示について、相殺表示した場合にはその旨及び相殺表示したたな卸資産の金額の注記（四半期連結財務諸表規則第53条、四半期財務諸表等規則第47条）、(v)法人税等の表示（四半期連結財務諸表規則第77条第2項、四半期財務諸表等規則第69条第2項）について、法人税等を法人税等調整額と一括して財務諸表に記載した場合には、内訳の注記が求められていたが、今回の改正により、すべての四半期において注記を求めないこととされている。

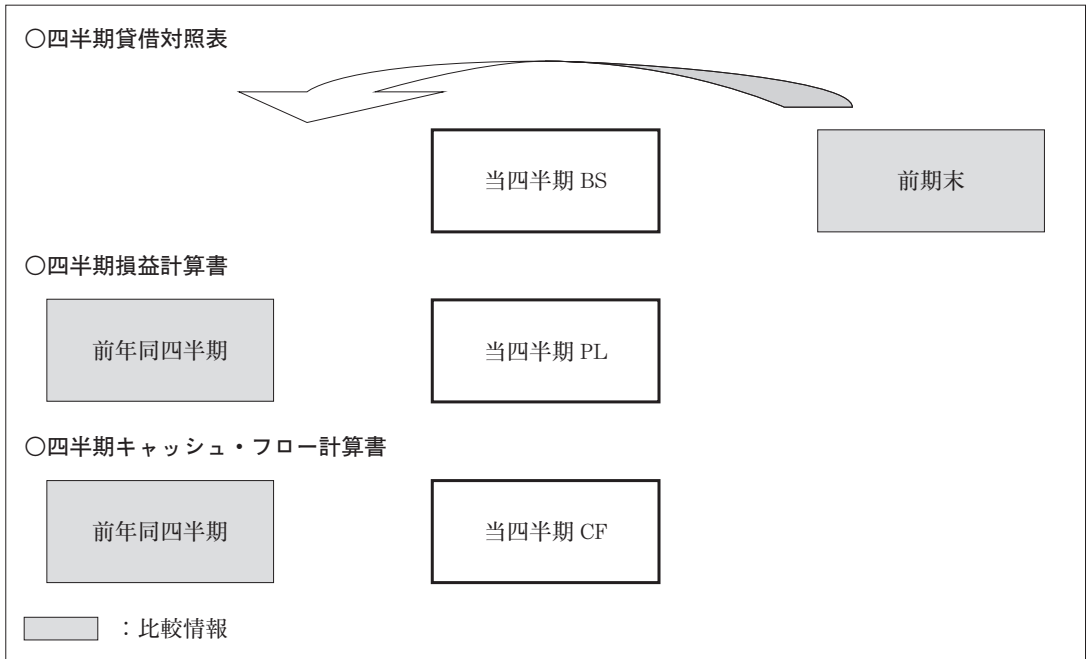
(5) **適用時期**

簡素化に係る上記改正は、平成23年4月1日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表、同日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用される（改正府令附則第2条第1項、第3条第1項）。

2. **過年度遡及に係る「四半期会計基準」の公表（平成22年6月30日付）を踏まえた改正**

過年度遡及会計基準（平成21年12月4日付公表）を踏まえ、平成22年9月30日付で「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第45号）が公布され、改正連結財務諸表規則において、「会計方針」以下の定義、比較情報の作成に関する規定及び会計方針の変更に関する

図 4 比較情報に係る四半期財務諸表等規則の改正



る注記等の規定の整備が行われているが、今回の改正において、四半期連結財務諸表規則及び四半期財務諸表等規則においてもこれらの規定を新設した。

(1) 定義規定について（四半期連結財務諸表規則第2条第38号～第45号、四半期財務諸表等規則第3条第33号～第40号）

連結財務諸表規則第2条第36号から第45号までに規定された「会計方針」等の定義に関して、「表示方法の変更」及び「連結財務諸表の組替え」に相当する規定を除き、四半期連結財務諸表規則においても、規定が新設されている。

四半期会計基準においては、「表示方法の変更に関する注記」の規定が設けられていない。これは、四半期報告の迅速性及び表示方法の変更を行った場合には、新たな表示方法で比較情報が作成されており、比較可能性が担保されていることを勘案したものと考えられる。したがって、四半期連結財務諸表規則においても、「表

示方法の変更」及び「四半期連結財務諸表の組替え」の注記を求めないこととした。

また、「未適用の会計基準等に関する注記」（財務諸表等規則第8条の3の3）について、四半期報告の迅速性、国際会計基準との整合性及び作成者の負担等を考慮し、四半期では求めないこととした。

(2) 比較情報の導入について（四半期連結財務諸表規則第5条の3、四半期財務諸表等規則第4条の3）（図4参照）

連結財務諸表規則に導入されている比較情報について、国際会計基準第34号「中間財務報告」の規定も踏まえ、第5条の3規定が新設されている。すなわち、「当四半期連結財務諸表の一部を構成する」比較情報について、四半期連結貸借対照表においては、前連結会計年度に係る事項、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書においては、前年度の対応する四半期連結会計期間又は四半期連結累計期間

に係る事項、四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、前年度の対応する四半期連結累計期間に係る事項を比較情報とすることが規定されている。

また、様式第二号【四半期連結貸借対照表】において、「前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表」の名称を「前連結会計年度」に変更し、連結財務諸表規則様式第四号【連結貸借対照表】において、比較情報は当期の左側に表示されていることを踏まえ、四半期においても比較情報を当四半期連結会計期間の左側に表示することとされている。

(3) 会計方針の変更に関する注記の規定等について（四半期連結財務諸表規則第10条～第10条の6、四半期財務諸表等規則第5条～第5条の5）

① 会計方針の変更に関する注記（第5条及び第5条の2）

四半期会計基準第25項(1)、(1-2)及び同適用指針第33項等を踏まえて、四半期財務諸表等規則第5条が規定されている。具体的には、同適用指針第33項において、重要な会計方針の変更を行った場合の影響額は、「新たな会計方針の遡及適用により影響を受ける前年度の期首からの累計期間に係る税金等調整前四半期純損益又は税引前四半期純損益、その他の重要な項目への影響額をいう」と規定されていることを踏まえ、比較情報に係る影響額であること、また、その他の重要な項目への影響額については、累計期間に係るものに限られないことから、第5条第1項第3号は、「税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額」と規定されている。

第5条第2項は、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合について規定されている。遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上

不可能な場合は、四半期会計基準第21-3項において過年度遡及会計基準第9項に準じて取扱うとされ、同第9項において、(1)会計方針を変更した事業年度の期首から新たな会計方針を適用する場合、(2)当該事業年度の期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する場合が規定されており、ガイドラインにおいてその内容が明確にされている(②を参照)。

また、重要な会計方針の変更を行った場合の注記は、当該重要な会計方針の変更を行った事業年度に属する四半期会計期間においてのみ注記が求められることが明確にされている(第5条第5項、第5条の2第5項、第5条の3第3項、第5条の4第4項についても同様)。

② 四半期連結財務諸表規則ガイドライン及び四半期財務諸表等規則ガイドラインの改正

四半期財務諸表等規則ガイドライン5は、財務諸表等規則ガイドライン8の3と同様の規定であるため、財務諸表等規則ガイドライン8の3の規定を引用することとする。

財務諸表等規則ガイドライン8の3中の4は、過年度遡及会計基準第9項を踏まえ、「遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合」について、変更後の会計方針を、(1)前事業年度の期首以前から適用した場合、(2)当事業年度の期首から適用した場合、(3)前事業年度の期中から適用した場合に分けて、財務諸表等規則第8条の3第2項第2号ハ及び第8条の3の2第2項第2号ハに規定されている「財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額」（四半期の場合は、四半期財務諸表等規則第5条第2項第3号及び第5条の2第3項第3号に規定されている「税引前四半期純損益金額に対する影響額」）の内容について明確にしている。

すなわち、(1)のケースは、比較情報に変更後の会計方針が遡及適用されていることから、「比較情報」に計上された金額と前事業年度に

係る財務諸表に計上された金額との差額、(2)のケースは、比較情報に変更後の会計方針が適用できないことから、遡及の考え方が導入される前の会計方針の変更が行われた場合の注記と同様、当事業年度に係る財務諸表に計上された金額と当該財務諸表に変更前の会計方針を適用した場合に計上されるべき金額との差額、(3)のケースは、比較情報について、変更前及び変更後の会計方針が適用されていることから、(1)及び(2)で規定されている差額の記載が求められている。

(4) 適用時期

過年度遡及に係る上記の改正は、四半期連結財務諸表規則第10条の3において準用する四半期財務諸表等規則第5条の2第6項の規定を除き、平成23年4月1日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに同日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用される（改正府令附則第2条第1項、第3条第1項）。

① 適用初年度の取扱い

過年度遡及会計基準及びこれに伴って改正された四半期会計基準は、平成23年4月1日以後に行われる会計方針の変更等から適用される。したがって、平成23年4月1日以後に開始する事業年度の直前事業年度に属する第2四半期以降に会計方針の変更が行われた場合、翌事業年度に属する第1四半期又は第2四半期に係る四半期財務諸表に含まれる比較情報は、前事業年度の対応する四半期会計期間に係る四半期財務諸表に適用された会計方針と同様、変更前の会計方針によるものとされ、当該四半期に係る四半期財務諸表（比較情報を除く。）と比較情報とで適用される会計方針が異なるものと考えられる。

改正前の四半期財務諸表等規則第5条第3項

において、「前事業年度に自発的に会計方針の変更を行っており、かつ、前事業年度の対応する四半期会計期間に係る四半期財務諸表の作成に当たっての会計処理の原則及び手続と当四半期会計期間に係る四半期財務諸表の作成に当たっての会計処理の原則及び手続との間に相違がみられる場合には、その旨並びに前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間への影響額の記載」が求められていた。これを踏まえて、適用初年度の取扱いとして、「前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る税金等調整前四半期純損益その他の重要な項目の金額と、当該四半期連結累計期間に変更後の会計方針を適用した場合においてこれらの項目に計上されるべき金額との差額を注記」することが求められている（改正府令附則第2条第3項・第4項、同第3条第3項・第4項）。

② 翌年度以降の取扱い

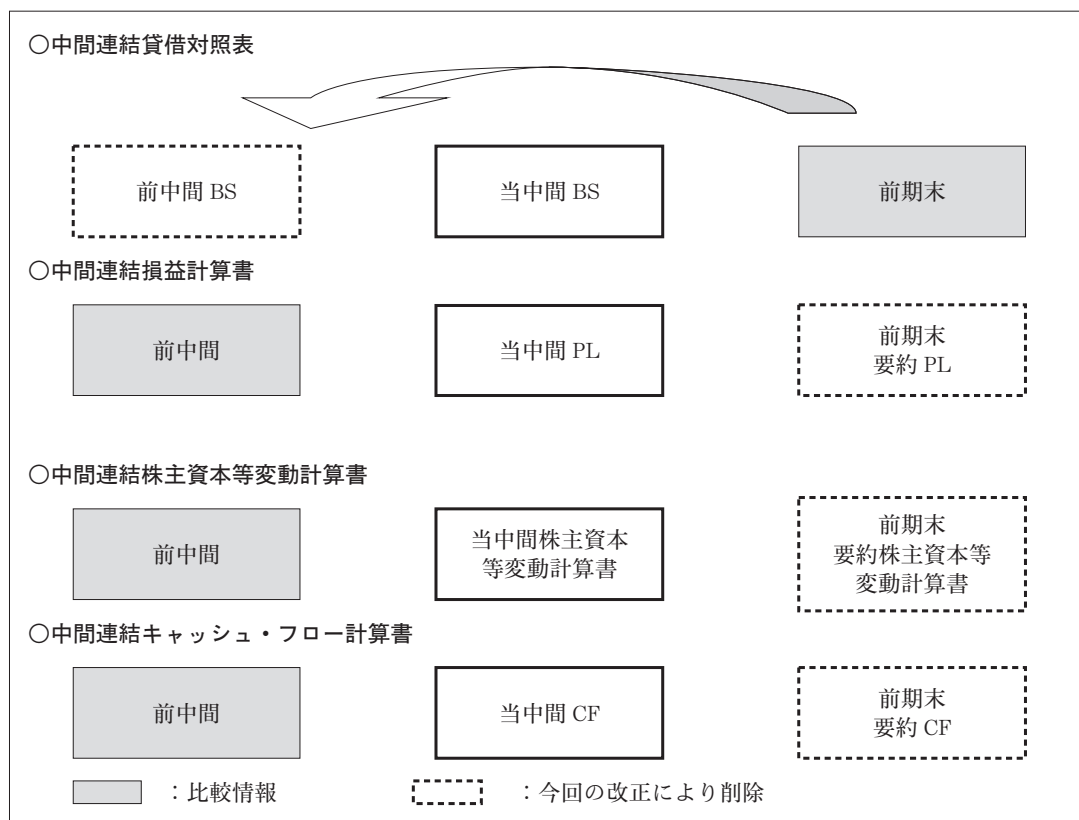
平成23年4月1日以後に開始する事業年度に属する第2四半期会計期間以降に会計方針の変更が行われた場合、その翌事業年度に属する第1四半期又は第2四半期に係る四半期財務諸表に含まれる比較情報については、当該四半期財務諸表と同様の会計方針によることとなり、比較可能性が担保されることから、「……当事業年度に属する四半期会計期間に係る四半期財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前事業年度の対応する四半期会計期間に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨」の注記のみが求められていると考えられる（四半期財務諸表等規則第5条の2第6項、四半期連結財務諸表規則第10条の3、改正府令附則第2条第2項、同第3条第2項）。

III

中間連結財務諸表規則及び中間財務諸表等規則の改正

中間連結財務諸表規則及び中間財務諸表等規

図5 比較情報に係る中間財務諸表規則の改正



則においても、過年度遡及に係る「四半期会計基準」の改正（平成 22 年 6 月 30 日）を踏まえた改正が行われている。

1. 定義及び注記の規定について（中間連結財務諸表規則第 2 条第 33 号～第 42 号、第 11 条～第 11 条の 7・中間財務諸表等規則第 2 条の 2 第 28 号～第 37 号、第 5 条～第 5 条の 2 の 5）

中間連結財務諸表等規則において、「会計方針」以下の定義及び会計方針の変更に関する注記等について、連結財務諸表規則の規定を踏まえて規定されている。ただし、次の注記については、連結財務諸表規則の規定と異なる取扱いがされている。

第一に、四半期と同様、「未適用の会計基準

等に関する注記」（財務諸表等規則第 8 条の 3 の 3）について、中間期においても求めないこととされている。

第二に、「会計上の見積りの変更に関する注記」及び「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記」について、財務諸表等規則（第 8 条の 3 の 5 及び第 8 条の 3 の 6）においては、「会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に与える影響額等」について注記が求められているが、中間財務諸表等規則では、「会計上の見積りの変更が中間財務諸表に与えている影響額」の注記のみを求めることとされている（中間財務諸表等規則第 5 条の 2 の 3 第 2 号、第 5 条の 2 の 4 第 3 号）。

2. 比較情報の導入について（中間連結財務諸表規則第4条の2、中間財務諸表等規則第3条の2）（図5参照）

中間連結財務諸表規則においても、比較情報の規定が新設されている。

すなわち、第4条の2は、中間連結貸借対照表においては、前連結会計年度に係る事項、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書においては、前中間連結会計期間に係る事項を比較情報とすることが規定されている。

また、上記を踏まえ、様式第四号【中間連結貸借対照表】において、前中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表を削除するとともに、「前連結会計年度の要約連結貸借対照表」の名称を「前連結会計年度」に変更し、比較情報を当中間連結会計期間の左側に表示することとされている。

さらに、様式第五号【中間連結損益計算書】、様式第五号の二【中間連結包括利益計算書】、様式第六号【中間連結株主資本等変動計算書】及び様式第七号及び第八号【中間連結キャッシュ・フロー計算書】において、前連結会計年度に係る要約連結財務諸表が削除されている。

国際会計基準においては、比較情報は当期の右側に表示されているが、本邦におけるこれまでの慣行も踏まえ、財務諸表等規則等の上では、当期の左側に表示する方法に統一されたものと考えられる。

3. 中間連結財務諸表規則ガイドライン及び中間財務諸表等規則ガイドラインの改正について

財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則において、貸借対照表では科目の詳細な区分表示が求められている場合であっても、中間貸借対照表では、区分することなく一括して表示するこ

ととされているなど、貸借対照表と中間貸借対照表では科目の区分表示の方法が異なる場合がある。この場合には、当中間会計期間に係る中間貸借対照表に含まれる比較情報の表示は、当中間期の表示に合わせて変更されることになると考えられる。このように、当期の財務諸表とその比較情報の基になる財務諸表の種類が異なることにより行われる比較情報の表示の変更については、開示を求めるニーズも低いと考えられることから「表示方法に関する注記」（中間財務諸表等規則第5条の2の2）を求めないこととされ、その旨がガイドラインで明確にされている（中間財務諸表等規則ガイドライン5の2の2-1、中間連結財務諸表規則ガイドライン11の4）。

IV 財務諸表等規則ガイドライン等の改正

1. 会計上の見積りの変更に関する注記の規定の明確化

会計上の見積りの変更を行った場合の注記について規定した過年度遡及会計基準第18項(2)を踏まえて、財務諸表等規則第8条の3の5（会計上の見積りの変更に関する注記）第2号において「当該会計上の見積りの変更が財務諸表に与えている影響額」、同条第3号イにおいて「当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合 当該影響額」を注記しなければならないと規定されている（平成22年9月30日公布「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第45号））。

本条においては、有形固定資産の耐用年数の変更を行った場合など、「当期」の影響額に基づき、「翌期以降」への影響の概要を把握でき

る場合において、「翌期以降」の影響額の注記が必要か否かについて明確ではなかった。このため、「当期」の影響額に基づき、「翌期以降」への影響の概要を把握できる場合には、本条ただし書に規定する重要性が乏しい場合に該当することとし、「翌期以降」の影響額の注記を省略できることが明確にされている。(財務諸表等規則ガイドライン8の3の5-3、連結財務諸表規則ガイドライン14-6)。

2. 偶発債務の注記の規定の明確化

改正府令において、財務諸表等規則第58条の2に規定されていた「手形割引高及び裏書譲渡高の注記」の規定が削除されている。本改正は、割引や裏書譲渡を行った手形の金額は、偶発債務として注記されるものと考えられることから、第58条の偶発債務の注記に含まれるものとして第58条の2の規定を削除したものであり、「手形割引高及び裏書譲渡高の注記」は引き続き求められている(財務諸表等規則ガイドライン58)。本改正に伴い、「手形割引高及び裏書譲渡高の注記」について規定した四半期連結財務諸表規則第52条、四半期財務諸表等規則第47条、中間連結財務諸表規則第41条及び中間財務諸表等規則第31条の2を削除しているが、その理由は前述のとおりであり、四半期報告の簡素化に伴うものではない。

V

開示府令の改正

1. 四半期報告書の簡素化に係る改正の概要

前述した四半期報告における財務情報の簡素化とともに、四半期報告書に記載すべき非財務情報の記載内容の簡素化に伴い、四半期報告書等の様式の改正が行われた。

四半期報告書における記載内容の簡素化のポイントは、次の3つである(図表A参照)。

- ① 従来、「経理の状況」に記載すべき四半期連結財務諸表は、四半期連結会計期間に係るものと四半期連結累計期間に係るものの両方を記載することとされていたが、原則、四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表のみを記載すればよいこととされたことに伴い、「経理の状況」以外の非財務情報の記載内容についても、基本的に、四半期連結累計期間についての情報を記載する。
- ② 「生産、受注及び販売の状況」等の記載項目については、生産、受注及び販売の実績等が四半期連結累計期間において著しく変動した場合に「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(いわゆる「MD&A」)において集約して記載することとし、独立した記載項目としては削除する。
- ③ 「株価の推移」については、その株価の情報は他の情報源から取得することが可能であるため削除され、また、「保証会社情報」における「継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」については、その情報は既に当該四半期報告書提出会社が提出した有価証券報告書において記載されているため、当該有価証券報告書を参照することでよいこととされた。

(1) 四半期報告書

四半期報告書の様式(開示府令第四号の三様式)の具体的な改正内容は以下のとおりである。

① 「企業の概況」

- (i) 「主要な経営指標等の推移」(いわゆる「ハイライト情報」)については、従来、当四半期連結会計期間(前年同四半期連結会計期間を含む。)、当四半期連結累計期間(前年同四半期連結累計期間を含む。)及び最近連結会計年度に係る経営指標等を記載する必要があったが、今般の改正により財務情報は基本的に四半期連結累計期間に係るものを記載するこ

図表 A 四半期報告書の記載内容の簡素化（開示府令第四号の三様式）

改正前	改正後	
第一部 企業情報 第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移 2 事業の内容 3 関係会社の状況 4 従業員の状況 第2 事業の状況 1 生産、受注及び販売の状況 2 事業等のリスク 3 経営上の重要な契約等 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 第3 設備の状況 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ① 株式の総数 ② 発行済株式 (2) 新株予約権等の状況 (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 (4) ライツプランの内容 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 (6) 大株主の状況 (7) 議決権の状況 ① 発行済株式 ② 自己株式等 2 株価の推移 3 役員の状況 第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 (1) 四半期連結貸借対照表 (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 (or 四半期連結損益及び包括利益計算書) (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 2 その他 第二部 提出会社の保証会社等の情報 第1 保証会社情報 1 保証の対象となっている社債 2 継続開示会社たる保証会社に関する事項 (1) 保証会社が提出した書類 ① 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書 ② 臨時報告書 ③ 訂正報告書 (2) 上記書類を縦覧に供している場所 3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項 第2 保証会社以外の会社の情報 1 当該会社の情報の開示を必要とする理由 2 継続開示会社たる当該会社に関する事項 3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項 第3 指数等の情報 1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由 2 当該指数等の推移	第一部 企業情報 第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移 2 事業の内容 ③ 関係会社の状況 4 従業員の状況 第2 事業の状況 1 生産、受注及び販売の状況 ② 1 事業等のリスク ③ 2 経営上の重要な契約等 4 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 第3 設備の状況 第4 第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ① 株式の総数 ② 発行済株式 (2) 新株予約権等の状況 (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 (4) ライツプランの内容 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 (6) 大株主の状況 (7) 議決権の状況 ① 発行済株式 ② 自己株式等 ② 株価の推移 ③ 2 役員の状況 第5-第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 (1) 四半期連結貸借対照表 (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 (or 四半期連結損益及び包括利益計算書) (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 2 その他 第二部 提出会社の保証会社等の情報 第1 保証会社情報 1 保証の対象となっている社債 2 継続開示会社たる保証会社に関する事項 (1) 保証会社が提出した書類 ① 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書 ② 臨時報告書 ③ 訂正報告書 (2) 上記書類を縦覧に供している場所 3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項 第2 保証会社以外の会社の情報 1 当該会社の情報の開示を必要とする理由 2 継続開示会社たる当該会社に関する事項 3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項 第3 指数等の情報 1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由 2 当該指数等の推移	記載対象期間を四半期連結累計期間、前年同四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に変更。当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の1株当たり純利益（純損失）金額を記載。 当四半期連結累計期間中に提出会社及び関係会社の事業の内容に重要な変更があった場合に記載することに変更。 当四半期連結累計期間中に生産、受注及び販売の状況に著しい変動があった場合には、「財政状態及び経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」においてその内容を記載することとし、削除。 当四半期連結累計期間中に「事業等のリスク」の発生・重要な変更がある場合に記載することに変更。 ・当四半期連結累計期間における業績の状況等についての比較・分析を記載することに変更。 ・当四半期累計期間中に従業員数の著しい増減がある場合には、その事情及び内容を記載することを追加。 ・当四半期累計期間中に生産、受注及び販売実績に著しい変動があった場合に、その内容を記載することを追加。 ・当四半期累計期間中に主要な設備の著しい変動等がある場合に、その内容を記載することを追加。 著しい変動等がある場合には、「財政状態及び経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」においてその内容を記載することとし、削除。 当四半期会計期間中に新株予約権等を発行した場合に、その内容等を記載することに変更。 当四半期会計期間中に行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に、その内容等を記載することに変更。 当四半期会計期間中に新株予約権が新たに発行された場合に、その内容等を記載することに変更。 従来どおり、第2四半期報告書において記載。なお、第1・3四半期会計期間中に実質大株主に異動があった場合にその旨を記載することとされていたが、不要とされた。 他の情報源から入手可能であるため、削除。 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、異動があった場合に記載。 四半期連結累計期間に係るもののみとする（四半期連結会計期間に係るものは任意）。 第1・第3四半期連結累計期間に係るものは任意とする。記載しない場合は、四半期連結累計期間に係る「減価償却費」・「のれんの償却額」の注記が必要。 四半期報告書提出会社が提出した有価証券報告書に記載された「保証会社情報（継続開示会社に該当しない保証会社の直近事業年度に係る情報）」を参照する旨を記載することができることに変更。 「保証会社情報」と同様。

ととされたことから、基本的に、当四半期連結累計期間（前年同四半期連結累計期間を含む。）及び最近連結会計年度に係るものを記載することとされた（第四号の三様式記載上の注意(5)a）。例えば、第2四半期会計期間に係る四半期報告書では、図表Bのように、前年同四半期連結累計期間（「第Y-1期第2四半期連結累計期間」）、当四半期連結累計期間（「第Y期第2四半期連結累計期間」）及び直近の連結会計年度（「第Y-1期」）の順に記載することとなる。なお、これまで記載することとされていた「1株当たり純資産額」及び「従業員数」の記載は不要とされた。

また、「売上高」「四半期純利益金額」「1株当たり四半期純利益金額」については、「経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（以下「四半期連結損益計算書等」という）を記載する場合に、四半期連結会計期間に係る数値をかつこ書で四半期連結累計期間に係る数値に併せて記載することとされた（第四号の三様式記載上の注意(5)a本文ただし書）。

他方、四半期連結会計期間に係る「1株当たり四半期純利益金額」は、投資情報として重要であると考えられることから、「経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書等が記載されず、四半期連結会計期間に係る「1株当たり四半期純利益金額」がかつこ書で記載されない場合は、図表Bの下の表のように、四半期連結会計期間に係る「1株当たり四半期純利益金額」を別表として記載することとなる（第四号の三様式記載上の注意(5)b）。

(ii) 「事業の内容」についても、記載の対象となる期間が四半期連結会計期間から四半期連結累計期間に改正され、当四半期連結累計期

間において提出会社及び関係会社の事業の内容に重要な変更があった場合にその内容を記載することとされた（第四号の三様式記載上の注意(6)）。

(iii) 「関係会社の状況」の記載項目が削除されたほか、「従業員の状況」については、当四半期連結累計期間において連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増加又は減少があった場合に、その事情及び内容をセグメント情報に関連づけて「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載することとされ、記載項目としては削除された。

② 「事業の状況」

(i) 「生産、受注及び販売の状況」については、当四半期連結累計期間において生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合に、その内容を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載することとされ、記載項目としては削除された。なお、その内容の記載に当たっては、業種・業態によっては、改正前の「生産、受注及び販売の状況」における記載と同様、定性的に記載することも可能である。

(ii) 「事業等のリスク」についても、記載の対象となる期間が四半期連結会計期間から四半期連結累計期間に改正され、当四半期連結累計期間において、事業等のリスクが発生した場合又は有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更があった場合に記載することとされた（第四号の三様式記載上の注意(7)）。

(iii) 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」については、セグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況の前年同期との比較・分析、対処すべき課題の重要な変更等の対象期間が四半期連結累計期間に改正されるとともに（第四号の三様式記載上の注意(9)a)・(b)）、前述のとおり

図表 B 四半期報告書（第 2 四半期会計期間）の「主要な経営指標等の推移」の記載例

第一部 企業情報

第 1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

回 次	第 Y-1 期 第 2 四半期 連結累計期間	第 Y 期 第 2 四半期 連結累計期間	第 Y-1 期
会 計 期 間	自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 22 年 9 月 30 日	自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 23 年 9 月 30 日	自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日
売上高（百万円）	XXX,XXX	XXX,XXX	X,XXX,XXX
経常利益（百万円）	X,XXX	X,XXX	XX,XXX
四半期（当期）純利益 （百万円）	X,XXX	X,XXX	X,XXX
四半期包括利益（包括利益） （百万円）	X,XXX	X,XXX	X,XXX
純資産額（百万円）	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
総資産額（百万円）	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
1 株当たり四半期（当期） 純利益金額（円）	ZZ.ZZ	ZZ.ZZ	ZZ.ZZ
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期（当期）純利益金額 （円）	XX.XX	XX.XX	XX.XX
自己資本比率（%）	XX.X	XX.X	XX.X
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	XX,XXX	XX,XXX	XXX,XXX
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△XX,XXX	△X,XXX	△XX,XXX
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△X,XXX	△X,XXX	X,XXX
現金及び現金同等物の四半 期末（期末）残高（百万円）	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX

回 次	第 Y-1 期 第 2 四半期 連結会計期間	第 Y 期 第 2 四半期 連結会計期間
会 計 期 間	自平成 22 年 7 月 1 日 至平成 22 年 9 月 30 日	自平成 23 年 7 月 1 日 至平成 23 年 9 月 30 日
1 株当たり四半期純利益金 額（円）	ZZ.ZZ	ZZ.ZZ

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

り、「従業員数」、「生産、受注及び販売の実績」及び「主要な設備」について当四半期連結累計期間において著しい変動があった場合に、その内容を記載することとされた（第四号の三様式記載上の注意(9)a(d)~(f)）。なお、「経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げていない場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載は要しないこととされた（第四号の三様式記載上の注意(9)a 本文ただし書）。

③ 「主要な設備」

「主要な設備」についても、当四半期連結累計期間において著しい変動等があった場合にその内容を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載することとされ、記載項目としては削除された。

④ 「提出会社の状況」

(i) 「新株予約権等の状況」については、従来、新株予約権等（新株予約権又は新株予約権付社債）を発行している場合には、当四半期会計期間末日現在における新株予約権の数、目的となる株式の種類・株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使による株式の発行価格・資本組入額、行使の条件等に関する事項を記載することとされていたが、記載内容を簡素化する観点から、当四半期会計期間において新株予約権等を発行した場合に、当該新株予約権等の発行に係る決議年月日、発行時の新株予約権の数、目的となる株式の種類・株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使による株式の発行価格・資本組入額、行使の条件等に関する事項を記載することとされた（第四号の三様式記載上の注意(11)）。

(ii) 「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等」については、前四半期会計期間と当四半期会計期間における行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等を並べて記載するとされていたが、当四半期

会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合にその状況を記載することとされた（第四号の三様式記載上の注意(12)）。

(iii) 「ライツプランの内容」については、いわゆる買収防衛策の一環として新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」を記載することとされていたが、改正後は、当四半期会計期間において新株予約権を発行した場合において記載することとされた（第四号の三様式記載上の注意(13)）。

(iv) 「大株主の状況」については、従来、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合に当四半期会計期間末現在の大株主の状況を記載するとともに、当四半期会計期間が第1及び第3四半期会計期間である場合に、当四半期会計期間において大株主の異動があった場合にはその旨を注記することとされていた。改正後は、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合にのみ、当四半期会計期間末現在の大株主の状況を記載すればよいこととされた（第四号の三様式記載上の注意(15)）。

(v) 「株価の推移」は、その株価について四半期報告書に記載を求めなくても、投資者は株価を他の情報源から入手することが容易であるため、記載項目から削除された。

(vi) 「役員の状況」については、前事業年度に係る有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合について記載することとされた（第四号の三様式記載上の注意(17)）。

⑤ 「経理の状況」

四半期報告書に記載すべき四半期連結財務諸表等については、前述のとおり、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書等の記載は任意とされたほか、第1及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー

計算書の記載についても任意とされた（第四号の三様式記載上の注意(21)及び(23)等）。

なお、提出会社の判断により、任意で四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書等又は第1及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載する場合には、「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことが企業内容等開示ガイドラインにおいて明確化された（企業内容等開示ガイドライン24の4の7-9、24の4の7-10）。

⑥ 「提出会社の保証会社等の情報」等の記載

「提出会社の保証会社等の情報」の「保証会社情報」のうち、継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項については、従来、継続開示会社に該当しない保証会社に関する情報として有価証券報告書の記載内容と同様の情報の記載が求められていた。しかしながら、これらの情報は四半期報告書提出会社が既に提出した有価証券報告書に記載されているため、四半期報告書記載内容の簡素化の一環として、当該有価証券報告書に記載された保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができることとされた（第四号の三様式記載上の注意(33d)）。

(2) 有価証券届出書等

四半期報告書の記載内容の簡素化に伴い、有価証券届出書（開示府令第二号様式、第二号の四様式）等の記載内容についても改正が行われている。四半期報告書を提出している会社が有価証券届出書を提出する場合には、当該有価証券届出書の提出時期によって、当該有価証券届出書に係る最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結累計期間に関する業績等の概要、四半期連結財務諸表等を記載することとされていた。今般の四半期報告書の記載内容の簡素化に伴い、これらの記載内容についても改正が行われたものである。

(i) 有価証券届出書（開示府令第二号様式）の

記載内容のうち、「業績等の概要」については、業績及びキャッシュ・フローの状況を記載することとなるが、当該有価証券届出書の「経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げていない場合には、キャッシュ・フローの状況については記載は不要とされた。

(ii) 「生産、受注及び販売の状況」及び「主要な設備の状況」については、「経理の状況」において四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期累計期間において、「生産、受注及び販売の状況」及び「主要な設備の状況」に著しい変動があった場合に、その内容を記載することとされた（第二号様式記載上の注意(31)及び(38)）。

(iii) これまで、有価証券届出書の提出者が四半期報告書を提出した場合には、「経理の状況」・「連結財務諸表」の「その他」において、「最近連結会計年度における四半期情報」として各四半期会計期間に係る「売上高」、「税金等調整前四半期純利益金額」、「四半期純利益金額」及び「1株当たり四半期純利益金額」を記載することとされていた。しかしながら、四半期報告書に記載されるこれらの金額は四半期連結累計期間に係るものに改正されることから、有価証券届出書に記載すべきこれらの金額についても、各四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係る金額を記載することとされた。なお、四半期連結会計期間に係る「1株当たり四半期純利益金額」については、投資情報として重要であると考えられることから、最近連結会計年度の各四半期連結会計期間に係る「1株当たり四半期純利益金額（各四半期累計期間に係る項目の金額に準じて算出したもの）」についても記載することとされた（第二号様式記載上の注意(66)c・d及び第二号の四様式記載上の注意（10-3）c・

図表 C 有価証券届出書等の「経理の状況」の記載例

第5 経理の状況

1 連結財務諸表

(2) その他

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 連結累計期間 自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	第2四半期 連結累計期間 自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	第3四半期 連結累計期間 自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	第 期 連結会計年度 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高 (百万円)	XXX	XXX	XXX	XXX
税金等調整前 四半期純利益 (百万円)	XXX	XXX	XXX	XXX
四半期純利益 (百万円)	XXX	XXX	XXX	XXX
1株当たり四半 期純利益金額 (円)	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX

	第1四半期 連結会計期間 自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	第2四半期 連結会計期間 自平成23年7月1日 至平成23年9月30日	第3四半期 連結会計期間 自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	第4四半期 連結会計期間 自平成24年1月1日 至平成24年3月31日
1株当たり四半 期純利益金額 (円)	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX

d等)。これらの記載例は、図表Cのとおりである。

(3) 適用時期

(1)の改正については、平成23年4月1日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間に係る四半期報告書から適用される(改正府令第8条第3項)。

(2)の改正については、有価証券届出書に記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が平成23年4月1日以後に開始する連結会計年度のものである場合における有価証券届出書から適用される(改正府令第8条第1項)。

2 比較情報等に係る改正

四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表等規則の改正により、新たに四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に「比較情報」が含まれることとなったことに伴い、四半期報告書及び半期報告書の様式が改正された。具体的な改正内容は以下のとおりである。

(1) 四半期報告書

前述のように、四半期連結財務諸表には、「比較情報」(当四半期連結会計期間又は当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に記載された事項に対応する前連結会計年度及び前連結会計年度における当四半期連結会計期間又

は当四半期連結累計期間に対応する四半期連結会計期間又は四半期連結累計期間に係る事項（四半期連結財務諸表規則第5条の3）が含まれることになる。したがって、四半期報告書の「経理の状況」において、従来のように、当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表及び前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表を記載した場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表の比較情報（これは、前連結会計年度に係る貸借対照表情報）と前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表が併記され、前連結会計年度に係る情報が重複することになる。同様に、四半期連結損益計算書等（「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」又は「四半期連結損益及び包括利益計算書」）及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期連結会計期間又は前年同四半期累計期間に係る情報が重複することとなる。

このため、四半期報告書の「経理の状況」に記載する四半期連結財務諸表に係る「記載上の注意」では、「当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表」、「当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書等」、「当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書」等を記載する旨を規定することとされた（第四号の三様式記載上の注意(19)から(23)まで）。

四半期報告書の「経理の状況」に記載する四半期財務諸表についても、同様である（第四号の三様式記載上の注意(25)から(28)まで）。

(2) 半期報告書

中間連結財務諸表に含まれることとなる「比較情報」は、当中間連結会計期間に係る当該中間連結財務諸表に記載された事項に対応する前連結会計年度及び前中間連結会計期間に係る事項である（中間連結財務諸表規則第4条の2）。

したがって、半期報告書の「経理の状況」において、従来のように、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を記載した場合には、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の比較情報と前中間連結会計年度に係る中間連結財務諸表が併記され、前中間連結会計期間に係る情報が重複することになる。

このため、半期報告書の「経理の状況」に記載する中間連結財務諸表に係る「記載上の注意」では、「中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表」を記載する旨を規定することとされた（第五号様式記載上の注意(25)から(29)まで）。

半期報告書の「経理の状況」に記載する中間財務諸表についても、同様である（第五号様式記載上の注意(31)から(35)まで）。

(3) 適用時期

(1)の改正については、平成23年4月1日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間に係る四半期報告書から適用される（改正府令附則第8条第3項）。

(2)の改正については、平成23年4月1日以後に開始する中間連結会計期間に係る半期報告書から適用される（改正府令附則第8条第4項）。